

岐阜工業高等専門学校専攻科の単位修得に関する規程

学校規則第4号
制定 平成7年2月8日

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)第45条第3項の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校専攻科(以下「専攻科」という。)の修了に必要な単位の修得については、この規程の定めるところによる。

(修了に必要な単位)

第2条 専攻科の修了に必要な単位は、62単位以上とし、一般科目にあつては8単位以上、専門科目にあつては54単位以上修得するものとする。

(他の教育施設において修得した単位の認定)

第3条 学則第13条の3第1項の規定に基づき大学等において修得した単位のうち、専攻科における授業科目の履修とみなし認定できる単位は、10単位を限度とするものとする。

2 単位の認定は、専攻科会議の議を経て校長が行う。

(他専攻の授業科目の単位認定)

(他専攻の授業科目の単位認定等)

第4条 学生は、校長が教育上有益で、かつ、教育上支障がないと認めた場合は、他専攻の専門展開科目の選択科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目のうち8単位を限度として、当該学生が所属する専攻の専門展開科目の選択科目の単位としてその単位の修得を認定することができる。

3 単位の認定は、専攻科会議の議を経て校長が行う。

(学科の授業科目の単位認定等)

第5条 学生は、校長が教育上有益で、かつ、教育上支障がないと認めた場合は、学科の開講科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、第2条に規定する単位数には算入しない。

3 単位の認定は、専攻科会議の議を経て校長が行う。

(単位修得申請書の提出)

第6条 第2条、第4条及び第5条により単位を修得しようとする者は、単位修得申請書(別紙様式1)を専攻科長を経て校長に提出し許可を得なければならない。

(修得の指導)

第7条 第2条に規定するもののうち、選択科目の単位修得並びに第4条及び第5条に規定する科目の履修にあつては、専攻科長又は専攻科主任及び特別研究指導教員の指導を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年学校規則第24号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成17年学校規則第21号)

この規程は、平成17年3月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成21年学校規則第3号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。